

2 職業訓練の種類及び内容

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間	公共職業能力開発施設
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業者、中等教育学校の前期課程修了者又は高等学校卒業者、中等教育学校卒業者等を対象として、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等 1年 総訓練時間 1,400 時間以上 中学校卒業者等 2年 総訓練時間 2,800 時間以上 (1年につき概ね 1,400 時間)	県立テクノアカデミー郡山・会津・浜 職業能力開発校 (高等学校卒業者等を対象として、2年間、総訓練時間 2,800 時間以上で実施している)
	短期課程	在職労働者・離転職者等に対して、職業に必要な技能(高度技能を除く)・知識を習得させるための短期間の課程	6月(訓練の技能等によっては1年)以下 総訓練時間 12 時間以上 (管理監督者コースにあっては、10 時間以上)	県立テクノアカデミー郡山・会津・浜 職業能力開発校 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福島支部福島職業能力開発促進センター・いわき訓練センター・会津訓練センター
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業者、中等教育学校卒業者等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等 2年 総訓練時間 2,800 時間以上 (1年につき概ね 1,400 時間)	職業能力開発短期大学校 職業能力開発大学校 県立テクノアカデミー郡山・会津・浜 職業能力開発短期大学校 (福島県においては平成 21 年 4 月に郡山職業能力開発短期大学校を、平成 22 年 4 月に会津・浜職業能力開発短期大学校をテクノアカデミー内に開設した)
	応用課程	専門課程修了者等に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者になるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等 2年 総訓練時間 2,800 時間以上 (1年につき概ね 1,400 時間)	職業能力開発大学校 (福島県においては実施していない)
	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6月(訓練の技能等によっては1年)以下 総訓練時間 12 時間以上	県立テクノアカデミー郡山・会津・浜 職業能力開発短期大学校 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福島支部福島職業能力開発促進センター・いわき訓練センター・会津訓練センター
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1年以下 総訓練時間 60 時間以上	職業能力開発短期大学校 (福島県においては実施していない)
	総合課程	特定専門課程(2年間)と特定応用課程(2年間)から構成され、両課程を4年間で体系的に実施する訓練課程		職業能力開発総合大学校
	特定専門課程	高等学校卒業者、中等教育学校卒業者等を対象に産業界の変化に対応できる高度な技能・技術及び知識を兼ね備えた人材を育成する課程	高等学校卒業者等 2年 総訓練時間 2,800 時間以上 (1年につき概ね 1,400 時間)	
指導員養成訓練	特定応用課程	特定専門課程修了者に対して、生産技術、生産管理部門のリーダーを育成する課程	特定専門課程修了者 2年 総訓練時間 2,800 時間以上 (1年につき概ね 1,400 時間)	
	指導員養成課程	総合課程3年次在籍者、総合課程若しくは応用課程修了者、学校教育法による大学卒業者等を対象に職業訓練指導員を養成するための課程	コース毎に 6 ヶ月又は 1 年	職業能力開発総合大学校
	高度養成課程	専門課程若しくは応用課程を担当する職業訓練指導員を養成するための課程	コース毎に 6 ヶ月、1 年、2 年	
上訓練指向技能指導員	研修課程	職業訓練指導員の資質向上のための課程	12 時間以上	